

掲示事項 通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業

運営規程の概要

フリガナ	デイサービスセンター さくらカン								サービスの種別	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業
事業所名	デイサービスセンター さくら館								事業所番号	1270903865
所在地	チバケンフナバシシナラシノダイ								フリガナ	サイトウ タツヤ
	千葉県船橋市習志野台8丁目55番1号								管理者	齋藤 達也
連絡先	電話番号	047-496-0270						FAX番号	047-496-0266	
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他 年間の休日	
		○	○	○	○	○	○	○		1月1日
営業時間	平日		8:30~17:30 (サービス提供時間9:30~15:45)							
	土曜・祝日		同上							
利用料	法定代理受領分				厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分					
	法定代理受領分以外				厚生労働大臣が定める告示上の基準額					
その他の費用	食費780円、おむつ代実費、利用者の希望による日常生活費(身の回り品及び教養娯楽費)実費									
通常の事業実施地域	船橋市・八千代市(通所介護のみ)									
	備考									

従業者の勤務体制

管理者・・・1名

生活相談員・・・1名以上

看護職員・・・1名以上

介護職員・・・4名以上

機能訓練指導員・・・1名以上

秘密の保持

- 当事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上に知り得た利用者及びその家族の情報等を漏らしません。利用者との契約終了後も同様とします。
- 当事業所は、職員が当事業所の職員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該職員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

※介護報酬：所定単位数×地域単価（船橋市10.54円）

利用料は、厚生労働大臣が定める告示上の基準額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるとします。

《通所介護》…通常規模・所要時間6時間以上7時間未満

要介護度	基本利用料	利用者負担金		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	6,155円	616円	1,231円	1,847円
要介護2	7,262円	727円	1,453円	2,179円
要介護3	8,389円	839円	1,678円	2,517円
要介護4	9,496円	950円	1,900円	2,849円
要介護5	10,624円	1,063円	2,125円	3,188円

《加算》

	基本利用料	利用者負担金		
		1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算Ⅰ	421円	43円	85円	127円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	189円	19円	38円	57円
送迎減算	-495円	-50円	-99円	-149円
個別機能訓練加算Ⅰ	590円	59円	118円	177円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	月の総利用単位数に9.0%を乗じて負担割合により算出した額			

《介護予防・日常生活支援総合事業》

要介護度	基本利用料		利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	月額	18,950円	1,895円	3,790円	5,685円
要支援2	月額	38,165円	3,817円	7,633円	11,450円
要支援1	1回	4,595円	460円	919円	1,379円
要支援2	1回	4,711円	472円	943円	1,414円
要支援1	日割	621円	63円	125円	187円
要支援2	日割	1,254円	126円	251円	377円

《加算》

	基本利用料	利用者負担金		
		1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算Ⅱ1	758円	76円	152円	228円
サービス提供体制強化加算Ⅱ2	1,517円	152円	304円	456円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	月の総利用単位数に9.0%を乗じて負担割合により算出した額			

事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対するサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

苦情処理の体制

相談窓口を設置しております。

苦情窓口

【事業者の窓口】	
特別養護老人ホーム さくら館	所在地:千葉県船橋市習志野台8-55-1 電話番号:047-496-0270 FAX:047-496-0266 受付時間:8:30~17:30 担当責任者:施設長 齋藤 達也
グループホーム さくら館	所在地:千葉県船橋市習志野台8-55-1 電話番号:047-496-0315 FAX:047-496-0266 受付時間:8:30~17:30 担当者:管理者 田島 佑香里
デイサービスセンター さくら館	所在地:千葉県船橋市習志野台8-55-1 電話番号:047-496-0276 FAX:047-496-0266 受付時間:8:30~17:30 担当者:施設長 齋藤 達也
【市町村の窓口】	
船橋市福祉サービス部指導監査課	所在地:千葉県船橋市湊町2-8-11 電話番号:047-404-2712
【公的団体の窓口】	
千葉県国民健康保険団体連合会	所在地:千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3 電話番号:043-254-7428
【苦情解決第三者委員】	
涌井 博行	所在地:新潟県中魚沼郡津南町大字上郷寺石丙299 電話番号:090-1687-5513
宮入 浩	所在地:新潟県十日町市妻有町東1丁目4-2 電話番号:090-1687-5521